

Title	本邦経済資料解説(二): テクスト第五章
Sub Title	Supplementary data of Japanese economy with some introductory remarks (2)
Author	片岡, 一郎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1957
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.50, No.7 (1957. 7) ,p.644(92)- 653(101)
JaLC DOI	10.14991/001.19570701-0092
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19570701-0092">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19570701-0092</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 本邦経済資料解説(二)

テクスト 第五章

九二(六四四)

片岡一郎

## 一、企業の諸形態

サミュエルソンはその著「経済学」第五章において、企業の組織をとりあげる。

現代経済社会では、個人企業の数が絶対多数を占めているにもかかわらず、あらゆる意味で、経済の主導権をにぎっているのは巨大な株式会社である。その意味で企業の研究は株式会社を中心にするのが当然であるが、小規模企業の存在を無視することはできない。小規模企業が次第に大規模化しつつあるのは現代経済社会の一つの大きな傾向ではあるけれども、しかもなお小規模企業が存続しかつ発生しつつあり、それらが大規模企業に相対しあるいは相結び、いわゆる中小企業問題を惹起している今日、各種企業の規模・数・役割を検討する必要がある。

サミュエルソンはアメリカにおける個人企業・合資会社を前半で、株式会社を後半でとりあげ説明しているが、日本においては次のよ

うに分類されている。

X X X

企業を規模によって分類すれば大企業・中企業・小企業となり、出資者の公私の別で分ければ公企業・私企業・公私協同企業となる。こうした企業の分類を広義の企業形態とよぶ。しかし狭義の企業形態は、出資・経営および支配(したがってまた損益の負担、債務に対する責任の負担)の関係がどうなっているかということよりみた企業の種類ないし様式をいう。ここで出資とは企業の資本(ことに自己資本)を醸出すること、経営とは財務・生産など経営政策を決定処理して、資本の運用に当ること、また支配とは経営者を任免するなど経営者ないしそのおこなう資本運用を支配統御することをいう。

資本主義社会では、出資した者がその資本を所有し運用して、その成果(損益)を得ることを原則とするから、出資と経営、すくなくとも支配は不可分の関係にある。したがって小企業では出資者は

原則として、同時に企業の経営に当たっている。しかし企業が大規模になると一方では企業の経営に当る以外の人々からも資本を集め、他方では企業を有効適切に経営する必要から全出資者たちが経営または支配に関与しないようにすることも必要となる。この出資者が経営に当るか否かを規準として、企業の種類を考えたとき、これを狭義の企業形態という。

この企業形態をわが国の法律では、個人商人、合名会社、合資会社、株式会社、有限会社のように分類している。

個人営業は、個人が企業の主体となり、その能力、資力をもって全責任で経営する企業である。利益を生ずればこの者の所有となり資本金に繰り入れることもできるが、損失をきたせば資本金が減少することとなる。長所としては業務の執行に熱心であり、秘密が守られ、臨機の処置がとれるが、個人の力には限度があり、大資本を集中できないという欠点がある。したがって個人営業は次第に団体企業・会社企業に変遷する傾向がある。特に大規模経営優利の原則が作用する限りその傾向が強い。

合名会社はわが国の商法によれば、各社員が出資し、すべての社員が会社の債務に対し連帯して、無限の弁済責任を負うとともに、みづから経営の指揮管理に任ずるのを原則とする。したがって会社の代表・業務執行はすべての社員がみづからこれを行う機構になっている。わが国では合名会社は法人となつてはいるがドイツ・イギリス・アメリカなどでは組合である。

本邦経済資料解説(一)

九三(六四五)

合資会社は資本を醸出するとともにみづから経営の指揮管理に任ずる者と、単に出資だけをなし経営の任に当らない者との二種の少数の企業者によって組織されるものであり、出資と経営と支配との分離の第一歩がみられる。ドイツ・イギリス・アメリカと異なり、わが国では法人である。わが国商法では、合資会社は無責任社員と有限責任社員とをもって組織される会社であり、無限責任社員は合名会社の社員と同様に会社の債務に対し連帯して無限の弁済責任を負い、会社を代表して業務を執行する。これに対し有限責任社員は単にその出資額を限度として会社の債務につき弁済責任を負うにとどまる。また会社の業務を執行し、または会社を代表することができない。無限責任社員の持分は、総社員の同意がなければこれを譲渡することはできないが、有限責任社員の方は無限責任社員が同意すればその持分を譲渡できる。しかしそれは株式のように流通性をもっていないことはもちろんである。

ドイツ・フランスに十九世紀末頃より普通化されたのに有限会社がある。わが国の商法では次のように規定してある。(1)社員の総数は原則として五〇人以下であること。(2)資本の総額は十万元以上なること。(3)資本の総額は均一の出資の口数に分けられ、出資一口の金額は一、〇〇〇円以上であること。(4)各社員の出資の目的は金銭または財産に限られ、信用または労務の出資は認められず、(5)各社員の持分は出資の口数に応じ、持分は譲渡性を有するが、その証券化を許さないこと。(6)取締役の員数には制限なく、監査役は任意機

関であること。(7)貸借対照表の公告を要しない。(8)設立または増資に際して社員を公募し得ず、のように有限会社は株式会社比していちじるしく非公開・閉鎖的であるが、資本を集め易い特長をもち中小企業に適している。(さらに詳しくは国弘員人著「企業形態論」などを参照するとよい。)

第一表 個人・法人・公営・国営別にみた日本全国の事業所数と従業者数 (1954年7月)

	事業所数	従業者数		一事業所当り従業者数
		総数	全体に占める比率	
個人経営	2,449,559	6,197	36.5%	2.6
法人経営	480,979	9,518	56.1	19.8
法人でない団体	4,127	28	0.1	6.8
公営	7,061	212	1.3	30.0
国営	22,101	1,011	6.0	45.7
計	2,963,827	16,966	100.0	5.7

高橋亀吉「我国企業の史的発展」P. 202

わが国の企業数を、一九五四年のアメリカと比較してみると(第一表参照)、アメリカの四〇〇万に對し、わが国では二九六万余となつてゐる。そのうちアメリカと同じく個人企業が圧倒的比重で、二四四万余を占める。しかしその従業員数をみると、個人企業の六一九万余人に對し、法人企業は九五一万余であり、企業数に對照させると、個人企業一に對し、二・六人、法人企業一に對し一九・八人となり、

全体の従業員中、個人企業従業員は三六・五%、法人企業は五六・一%で、個人企業の数の圧倒的多数にもかかわらず、その規模がいかに小さいかが推察されるであろう。

第二表 産業別事業所数 (1954年)

業種	事業所数					計
	個人	法人	法人でない団体	公営	国営	
1. 鉱業	5781	2500	18	30	1	8330
2. 建設業	161444	22786	53	1507	773	186563
3. 製造業	385413	141050	753	630	130	527976
4. 化学工業	5876	5834	26	6	12	11754
5. 卸売・小売業	1382019	221298	1086	101	4640	1609144
6. その他	.....	.....	.....	.....	.....	.....
総数	2621202	589167	11254	62987	24258	3308868

日本統計年鑑(1955~6) P. 47~9

これを産業別にみてみると(第二表参照)個人企業は商店といわれるものに圧倒的に多く、一三八万二千一九と、全個人企業数の半分以上を占めてゐる。次は大分少なくはなるが、いわゆる町工場であらわされる製造業に個人企業が多い。さらにこれを商店についてみると(第三表参照)個人企業は飲食料品小売業に最も多く、五五万四千八百であり、これはサミュエルソンによるアメリカと同じ傾向を示している。次に会社企業について

第三表 産業別商店数 (1954年)

業種	商店数		
	総数	法人	個人
総数	1500800	213300	1287500
一般卸売業	155300	80800	74500
代理商・仲立業	10600	2100	8500
各種商品小売業	4200	1800	2400
織物・衣裳小売業	164400	24000	140400
飲食料品小売業	602500	47700	554800
飲食店	147900	12100	135800
路上運搬機小売業	33000	3300	29700
石油小売業	382600	41300	341200
その他小売業			

日本統計年鑑(1955~6) P. 233

後漸増、一九四五年に合資会社は減少以後漸増、株式合資会社は順調に増大、株式合資会社は未発達、有限会社は次第に増大となつてゐる。合名・合資の両形態は漸増とはいふも

君の協力を得た。

以上のことから推察できることは、わが国の会社企業で株式会社

第四表 全国会社数

年次	会社数					合計
	合名	合資	株式	株式合資	有限	
1935. 12	17,935	51,047	24,566	40	—	94,592
1940. 12	15,663	37,592	35,936	28	1,805	91,028
1945. 3	10,359	25,338	47,093	17	19,507	102,316
1950. 5	10,387	27,282	134,064	20	36,133	207,898
1952. 3	9,683	29,227	166,671	3	54,883	260,467
1953. 3	9,828	32,822	184,910	2	74,724	302,286
1954. 3	10,298	37,822	208,544	1	105,425	362,160
1955. 3	10,335	39,627	218,459	5	126,280	394,706

国税庁調査

の比重はむしろ大きく、有限会社も、有限会社の存在を見落せないといふこと、及び小売業にも会社形態が侵入し、個人企業の存在範囲は次第に限定されてゐるといふことである。その理由についてはサミュエルソンが答えてゐるのだから、ここでは

この会社企業数を業種別にみてみたのが第五表である。この様式による統計は一九五二年以後公表されてゐないので、その変化を知ることができないが、製造業・卸売業及び小売業に集中していることは大差ないと思われる。(統計については、志賀暢之・北村勝兩

本邦経済資料解説(六)

世界的傾向の一部に入つてゐることを指摘しておけば十分であると思ふ。

二、株式会 社

企業又は経営の現代の形態を考へる場合、その数、その資本的地位において最も代表的且つ重要なものは株式会社であることは明らかである。わが国でも株式会社は今日会社形態の第一位を占めており、昭和二十七年の国税庁調査によれば、会社総数二六〇、四八七社中その数は一六六、六七一社となつており、資本金の額からいへば実にその九五・七%の割合に達し、企業形態の代表的存在となつて

いる。株式会社の意義については論者により又観点によりそれぞれ異なつた説明を与えているが、経済学、とくに経営学の観点からは資本の調達及び運用という面からその意義は説明されなければならないであろう。もともと株式会社は多数の一般公衆から資本を集め、しかもこの資本を統一的に運用する必要から発生発達したものであり、この点から考へる限りそれは資本的集団企業の採用する法律形態であることとみることができよう。株式会社は広く公衆から資本を調達することによって従来の企業が受けていた発展上の制約を克服せんとするものであることをもつてその特色とするのであるが、多数の人々から資本を集めるためには、積極的には少額の資本を有する人達にも投資し、利殖する機会を与えること(証券制度)が必要であり、消極的には各出資者の責任を有限にし、企業が失敗しても出資額以上の危険を負わせないようにすること(有限責任制度)が

第五表 産業別・会社形態別企業数

Table with 7 columns: 合 名, 合 資, 株 式, 株式合 資, 有 限, 合 計. Rows include various industries like 農業, 漁業, 畜産, 製造, etc., and a summary row at the bottom.

日銀統計局「本邦経済統計」に拠る

(1952年3月)

必要である。実に株式会社の発生とその発展はかかる証券制度と有限責任制度という二の足によって支えられてきたのである。

株式会社の設立は株式会社なる法人格の取得である。したがって当然合名会社、合資会社の設立とは異なり、会社株主の利益ならびに会社債権者の保護のために特別な規定に従わなければならない。十九世紀においては各国は株式会社設立には免許を要することとしていたが、その後株式会社制度の発達、経済事情の変化により免許制は廃止せられ、会社設立の法規に従う限り任意とせられるに至つた。これを称して準則主義というが、わが国もまた準則主義をとつてゐる。もっとも支那事変以後における臨時資金調整法は資本金二十万円以上の会社の設立に対しては認可を必要としたこともあつたが、しかしこれは企業に対する戦時統制のためであつて、必ずしも株式会社のみにてなく各会社に共通のことであつた。

株式会社は株式による資本の集中形態であつて、その設立は株式引受の方法によつてつぎの二つに区別せられる。その一つは發起設立又は同時設立と呼ばれるものであり、他の一つは募集設立又は漸次設立と呼ばれるものである。このうち發起設立は、株式会社が設立の場合七人以上の發起人を必要とし(商法第一六五条)、發起人が設立の際に発行する株式総数を全部引受けることによつて会社を設立する場合をいう。したがつてこの方法は發起人以外からは全く株式の引受募集を行わないのであつて、きわめて簡単な方法であるとも言える。また此の場合の發起人の株式金額の払込みについては、分割

本邦経済資料解説 (九)

払込みを認める方法と、全額の一時払込みによる方法とがあり、わが国では長い間分割払込みの方法によつていたのであるが、昭和二十七年七月の商法改正によつて全額一時払込主義に改められて今日に至つてゐる。というのは、分割払込みによるときは経済界の変動などによつて未払込額の徴収に困難をきたし、そのために会社財務に支障を生ずるおそれがあるからであり、また会社の成績が好況となつた場合には、払込額の増加による株価の上昇のために払込時期が授機の対象となるような弊害を伴うことが懸念せられたからである。

しかし此の方法はドイツ・フランスなどでは多く用いられてゐるが、わが国では実際にはあまり多く利用せられてゐない。それは、此の發起設立の場合には、取締役はその選任後速やかに会社の設立経過を調査するため検査役を選任し、發起人が受ける特別の利益及び報酬、現物出資、設立費用、引受額の全額払込みの有無などについて調査を依頼しなければならないという理由からである。かかる検査役選任の必要は、取締役及び監査役は此の方法によるときは全く發起人の中から選任されるためであつて、かかる事情がわが国において此の方法が多くとられない主たる理由となつてゐると考えられる。

九七 (六四九)

し、それによって株式の申込を行うこととし、それ以外の申込方法を認めないものである。これに反し後者は株式の申込を株式申込証の作成によって行うものである。わが国ではこの後者の方法がとられているが、実際には会社設立の趣意書や事業計画の目論見書などを作成し、これを新聞広告その他の方法で一般に公示し株式の申込を受けている。もっとも一般から公募するといっても、これを証券会社又は専門業者に依頼する場合が多い。この場合には一般から株主を募集して、なお残りを生じたときとか、或いは株式引受人が期限内に払込を完了しない場合に、これら仲介業者がその未消化部分乃至は未払込部分の株式の引受をしてくれることとなっており安全を期することができる。

さてこうして集められた資本は企業の所有者(即ち株主)の出資した資本、又はこの所有者に帰属すべき資本であるという意味において自己資本と呼ばれる。しかし企業は資本調達の方法としては社債券を発行することが多い。そしてこれは他から借入れた資本、又は債権者に帰属すべき資本であるという意味において他人資本と名づける。

前者、即ち自己資本を表示する株式は、株主名を株券面に記載するか否かによって記名株と無記名株に、又株券面に払込みの金額を表示するか否かによって額面株と無額面株に、さらに利益配当の順位に注目して普通株と優先株に区別することができる。これら株式はそれぞれながしかの利害得失を有するのであるが、このうち普

通株と優先株について若干説明を加えるならば、普通株とは企業が優先株を発行している場合これと区別するために普通株というのであって、従ってその企業が一種別の株式のみを発行しているときはその株式を普通株ということはない。一方優先株とは普通株に優先して利益配当を受けうる株式である。かかる優先株を特に発行するのは、いうまでもなく資本調達の便宜からであって、例えば旧株の市場相場が額面金額を割っていて普通の新株を発行することが困難なときでも優先株を発行することによって所要資本を集めることが可能となる。また会社の新設の際も普通株と同時に優先株を発行すれば所要資本を比較的容易に調達しうることとなる。わが国ではことに昭和に入ってから優先株の利用がかなりみられるようになった。旧商法では優先株の発行は増資の際に限られていたが、しかし現行商法は、会社新設の際にもこれが発行を認めている。各国ともに第一次大戦頃から優先株の利用が一般化してきたのであるが、それは企業間の競争の激化、経営の困難などに伴って資本の必要はますます増大したが、その調達はますます困難となってきたこと、従って優先株によらずしては所要資本の調達ができなくなったことによるものと解される。

他方株式会社の資本を構成する他の一部に社債の発行によって集められた資本部分がある。この社債も等しく会社の発行したものであるが、広く一般公衆より資金を吸収するに便ならしめるため、その総額を一定の額面(わが国では百円、一千元、一万円など)に分割

し発行せられており、さらに売買の自由な証券の発行形式によっているなどの点で株式に類似しているが、社債は、通常の株式のもつ議決権を有しておらず、また社債は確定利息が附せられており償還期限を有する点において株式とはいちじるしくその性質を異にしている。この種類にも種々あって、記名式と無記名式、転換社債と借換社債、有担保社債と無担保社債等である。わが国の実際においては殆んど無記名式のものが発行されており、また昭和八年金融機関が社債の引受は原則として担保付のものに限ることを申合せてからは担保付社債が一般となってきた。

前述したように株式会社は今日、最も重要な支配的企業形態となつてはいるが、それは何よりもまず証券制度及び有限責任制度によって多額の資本を集めるといふ此の企業形態に特有の長所の故に外ならない。だが此の企業形態のもう一つの重要な特色としていわゆる「重役制度」による資本の統一的機動的運用という面を指摘しておく必要がある。株式会社においてはきわめて多数の人々が出資しており、かかる多数の人達が協同して企業を営むということとは実際上不可能である。かりにできるとしてもそれは企業の統一的機動的な経営は困難となる。そこで株主総会を最高の機関として、この株主総会で経営者を選任しこれに経営を行わしめる代理経営制度を採用しているのである。

証券及び有限責任の制度なくしては広く大衆から資本を集めることはできない。のみならず株式会社は個人企業などの人的集団企業

に比し概して信用力も大であり、他人資本を調達することも容易である。また右の代理経営制度によって、出資者の出資した資本が出資者から独立して運用されるから資本を有しなくとも、有能な人があればこれを経営者として経営させることも可能である。また同一の理由から、企業は個々の出資者の生死・隠退などの影響をうけることなく存続しうること、つまり企業の恒久性が大であることもその長所である。またこのほかにも個人企業に比して税の面においても有利であることもある。ために個人企業のような資本的集団企業以外の企業例えば家族の者を名目上の株主や取締役にして株式会社の状態を採用していることが多い。だがこの反面には、会社の設立・組織が非常に複雑となり、また政府の監督も大であるという不便のほか、適切な経営が困難であるという欠点も指摘されている。いかがわしい証券を売出し一般投資家に迷惑を及ぼすことのごときは別としても、出資者の殆んど全部が経営に関与しない結果、一般株主、ことに小株主の利益が害せられること、また独占禁止法との関係においては、株式会社は他の企業の株式取得によって独占的大企業となり易いということも此の企業の形態に伴う短所の一つである。

株式会社は資本の集中・集積の必要から生まれながら、また逆にこれをいちじるしく促進する。そしてこれら株式組織の巨大企業間の競争はついに独占に転化する。巨大企業の独立性を維持しながら相互間に独占的な企業連合を結ぶものはカルテルである。しかし

カルテルはその最高形態たるシンジケートからさらに前進して巨大企業の独立性を止揚する独占的な企業合同たるトラストへ転化していく。しかし株式会社制度は持株による参加の形式によって形式的には企業の独立性を保ちながら実質的にはトラスト同様企業の独立性を喪失せしめる独占たるコンツェルの形成を可能ならしめる。わが国のかかる企業の合同およびカルテル化は早くも日清・日露戦後に大きな潮流となつてあらわれたのであるが、昭和八年以降、なかんずく昭和十二年以降においては政府の側面よりの促進政策により、また金融機関の債権確保の観点からの半ば強要

第六表 持株数別株主分布表

区分	昭和24年度			
	株主数	比率	株数	比率
100株未満	1,428,923	33.32%	52,225,707	2.61%
100~500株	2,162,157	50.41	424,684,698	21.23
500~1,000株	368,723	8.60	232,480,520	11.63
1,000~5,000株	294,563	6.87	484,255,164	24.22
5,000~10,000株	17,194	0.40	109,787,221	5.49
10,000株以上	16,980	0.40	696,315,373	34.82
合計	4,288,540	100.00	1,999,748,683	100.00

(証券取引委員会調 昭和25年3月末現在)

により、さらには業者自身の自衛的意図の下に進展していった。企業集中におけるわが国の特色は大財閥発展の形をとり、その結

性を喪失せしめる独占たるコンツェルの形成を可能ならしめる。わが国のかかる企業の合同およびカルテル化は早くも日清・日露戦後に大きな潮流となつてあらわれたのであるが、昭和八年以降、なかんずく昭和十二年以降においては政府の側面よりの促進政策により、また金融機関の債権確保の観点からの半ば強要

第七表 三大財閥の産業支配 (戦後財閥解体直前の払込資本金による)

	金融業	鉱業	造船	金工	化学	軽工業	海運業	土物倉庫	商貿易
三井系持株会社	13.9%	15.7	12.6	7.1	19.1	6.0	18.1	8.2	5.8
三菱系持株会社	13.1	8.9	16.0	4.8	6.3	1.6	40.3	6.7	5.6
住友系持株会社	5.4	3.7	10.6	14.4	5.7	0.7	0.7	2.8	2.1
以上合計	32.4	28.3	39.2	26.3	31.1	8.3	59.1	17.7	13.5
全国資本金額計(百万円)	1,216	3,070	7,632	3,829	2,968	4,587	992	599	2,723

注：本表の数字は、持株整理委員会編「日本財閥とその解体」95頁、113頁、122頁所掲表により作成せるもの。軽工業中には製紙業、窯業、繊維工業、農林、水産、食品業、雑業を含む。

果主要企業の支配的地位が大財閥によって占められるに至ったことである。理論的には大株主が会社を支配するためには会社の総株式の過半数を所有しなければならぬが、第六表にみられる如く株式が多数株主の間に極度に分散し、しかもこれら多数の小株主は多く投票株主であり、従つてまた会社の支配経営に關与しようとはしない株主である。故に実際には総株式の半数以下ことに一割乃至二割の株式を所有するにすぎないときにおいても会社を支配することは可能となる。かくして一般におよそ十九世紀

の末期から自然人たる大株主は重要性を失つて持株会社という新しい型の大株主が重要性を加えてきた。この持株会社はいうまでもなく他の会社の大株主となつて他社を支配せんとするもので、殊に第一次大戦以来、米独さらにわが国など多くの国で大きな発達をとげてきた。

わが国の財閥形態の発生は先にもふれたように日清・日露戦争期にまでさかのぼるのであるが、しかしこれらが重要な支配力を獲得するに至つたのは第一次大戦以後のことである。なかんずく昭和二年の恐慌以後におけるわが国主要事業部門における大財閥の独占的支配力は決定的なものとなつた。たとえば敗戦後の財閥解体直前のそれをみるに三井・三菱・住友は全事業に対して第七表の如き高率の支配力を有するに至つていた。

これによると払込資本金による計算によつても、三大財閥の支配が、全国のおよそ三割以上を占める事業は金融業、鉱業、造船業、化学工業、海運業であつて、中でも海運業は五九%の多きを占めている。しかし以上は払込資本金による比較であつて、実際の勢力は資産内容および設備の優劣大小によつて決定される。ところで財閥会社はそれ以外のそれに比して一般にいちじるしく優れており、実質的には少なくとも以上の産業においてはいづれも過半数以上の実力を有していたとみることが出来る。その上財閥はその金融業界の支配によつて巨額の資金を擁し、さらにその貿易界の支配によつて独占的有利の地位を占めていたので、戦前におけるわが

本邦経済資料解説(二)

企業界は文字どおり三大財閥がその支配的地位を占めるに至つていたということが出来る。しかるに敗戦後占領軍によつて財閥形態は解体されるに至つた。もちろん財閥の支配にも弊害は少なからず存した。しかしわが国のように国際貿易への依存度が大きく、且つ例えば英国の輸出が英連邦という安定販路を確保しているのとは異なつて安定販路をもたず激しい対外競争を欧米の大資本と戦わなければならなかつたわが国においてはカルテル機構乃至大財閥的企業形態そのものは必要であつた。ただその弊害を積極的に是正すべきであつた。現に占領時代を脱して、わが経済が正常化するや旧財閥商社の再結合や、財閥形態に代る事業の系統化が最近再び抬頭し來つてくることはその証だとみなければならぬ。

〔注〕 第三表の数字には若干誤りがある。

総数 1500800→1500400 法人 213300→213100 個人  
 1287500→1287300 石油その他小売業 382600→382500  
 第四表合計欄も次のように訂正すべきであらう。  
 94,592→94,588 91,028→91,024 102,316→102,314  
 207,898→207,886 362,160→362,090  
 第五表有限合計 54,883→59,883